

別紙 2 東京都建築物等における多摩産材等利用推進方針の運用の改正【新旧対照表】

改 正 案	現 行
東京都建築物等における多摩産材等利用推進方針の運用 平成 18 年 12 月 5 日付 18 産労農森第 483 号 改正平成 23 年 11 月 4 日付 23 産労農森第 452 号 改正平成 30 年 12 月 25 日付 30 産労農森第 905 号 改正令和 4 年 8 月 5 日付 4 産労農森第 600 号 <u>改正令和 8 年 9 月 30 日付 8 産労農森第 919 号</u> 1 目的 (現行のとおり) 2 用語 (1) <u>多摩産材認証協議会</u> 東京の木多摩産材認証制度を運営する任意団体。東京の木多摩産材の認証を行うほか、当該制度の理念に賛同し規定要件を満たした事業者等を、登録事業者または利用事業者として認定する。以下「協議会」という。 (2) <u>東京の木多摩産材</u> 東京都の多摩地域で生育し、適切に管理された森林等から生産され、協議会によって産地の証明と合法性が確認された木材をいう。 (3) <u>「東京の木多摩産材」認証製材</u> 東京の木多摩産材のうち、伐採から製材までの過程を一貫して登録事業者が取り扱った無垢製材品等をいう。以下「認証製材」という。 (4) <u>「とうきょうの木」商品</u> 東京の木多摩産材を原材料として、利用事業者が製造した商品等をいう。	東京都建築物等における多摩産材等利用推進方針の運用 平成 18 年 12 月 5 日付 18 産労農森第 483 号 改正平成 23 年 11 月 4 日付 23 産労農森第 452 号 改正平成 30 年 12 月 25 日付 30 産労農森第 905 号 改正令和 4 年 8 月 5 日付 4 産労農森第 600 号 1 目的 (略)

別紙２ 東京都建築物等における多摩産材等利用推進方針の運用の改正【新旧対照表】

改 正 案	現 行
(5) <u>「とうきょうの木」</u> <u>一般の方に親しみを持ってもらえるよう、協議会が公募のうえ決定した表現であり、協議会は「とうきょうの木」の表現を用いて認証制度の普及を図ることとしている。東京都においても、都民に対する広報活動（木育含む）においては、「とうきょうの木」の表現を用いる。</u> 3 木造建築物の設計及び施工に係る先進的な技術等の普及促進 方針４（１）に規定する木造建築物の設計及び施工に係る先進的な技術等の普及促進については、以下のとおりとする。 (1) <u>C L Tや木質耐火部材等の普及並びに木造建築物の設計及び施工に関する先進的な技術の普及に努めるとともに、中大規模木造建築物の設計及び施工に関する情報提供、それらの知識及び技術を有する人材を育成する研修等の実施に努める。</u> (2) <u>建築材料として木材が利用されるよう、建築用木材や木造建築物の安全性、維持管理に関する情報の提供に努める。特に、東京の木多摩産材を原材料に用いた木材の建材や認証製材（以下「認証製材等」という。）を利用した施工事例の情報提供等により、認証製材等の利用を促す。</u> (3) <u>木材の利用が、森林の適切な整備に及ぼす効果や炭素貯蔵効果等の環境貢献を定量的・客観的に示す手法の普及、木材の良さとその効果に関する研究成果等の発信等に努める。</u> 4 <u>民間建築物等</u>における多摩産材等の利用の促進 方針４（２）に規定する<u>民間建築物等</u>における多摩産材等の利用の促進については、以下のとおりとする。	2 木造建築物の設計及び施工に係る先進的な技術の普及等の促進 方針４（１）に規定する木造建築物の設計及び施工に係る先進的な技術の普及等の促進については、以下のとおりとする。 (1) <u>C L Tや木質耐火部材等の普及や木造建築物の設計及び施工に関する先進的な技術の普及に努めるとともに、中大規模木造建築物の設計及び施工に関する情報提供、それらの知識及び技術を有する人材を育成する研修等の実施に努める。</u> (2) <u>建築物材料として木材が使用されるよう、建築用木材・木造建築物の安全性に関する情報の提供に努める。</u> (3) <u>木材の利用の促進が森林の適正な整備や地球温暖化の防止に及ぼす効果を定量的・客観的に示す手法の普及、木材の効果に関する研究成果等の発信等に努める。</u> 3 <u>住宅</u>における多摩産材等の利用の促進 方針４（２）に規定する<u>住宅</u>における多摩産材等の利用の促進については、以下のとおりとする。

別紙 2 東京都建築物等における多摩産材等利用推進方針の運用の改正【新旧対照表】

改 正 案	現 行
(1) 多摩産材等を利用した<u>民間建築等</u>を促進するため、<u>住宅や低層非住宅等</u>を建築する者に対し、<u>木造化及び木質化の設計</u>に関する情報の提供や建築の担い手の育成<u>支援等</u>に努める。 (2) 多摩産材等を利用した<u>民間建築物等</u>を普及する者や「<u>とうきょうの木</u>」の<u>利用の意義等</u>の普及啓発をする者が行う、イベントの開催、展示、情報収集・発信等の支援に努める。 5 建築物木材利用促進協定<u>制度</u>の活用 方針 4 (3) における建築物木材利用促進協定（以下「協定」という。）<u>制度の活用</u>については、以下のとおりとする。 （以下、現行のとおり） 6 公共建築物等における<u>多摩産材等</u>の利用の促進 方針 4 (4) に規定する公共建築物等における<u>多摩産材等</u>の利用の促進に当たっては、積極的に<u>合法性確認木材を利用した設計に努めるなど</u>、多摩産材等の<u>利用</u>を推進する。 特に認証製材等については、地域の林業・木材産業の<u>振興等</u>の観点から、供給量や調達期間等に配慮しつつ積極的な<u>利用を図るとともに、「とうきょうの木」を用いた公共建築物等である旨を積極的に広報 PR する。</u> (1) 公共建築物 公共建築物の<u>整備</u>においては、施設の特性を踏まえて、<u>合法性確認木材を用いた木造化の検討及び積極的な木質化を図る。</u> ア <u>木造化及び木質化を図る公共建築物は、次に掲げるものとする。</u> ①から⑥まで （現行のとおり）	(1) <u>法第 14 条にのっとり</u>、多摩産材等を利用した<u>住宅の建築等</u>を促進するため、住宅を建築する者に対し、<u>住宅の設計</u>に関する情報の提供や建築の担い手の育成等に努める。 (2) 多摩産材を利用した<u>住宅</u>を普及する者や利用の意義等の普及啓発をする者が行う、イベントの開催、展示、情報収集・発信等の支援に努める。 4 建築物木材利用促進協定 方針 4 (3) における建築物木材利用促進協定（以下「協定」という。）については、以下のとおりとする。 （以下、略） 5 公共建築物等における<u>木材</u>の利用の促進 方針 4 (4) に規定する公共建築物における<u>木材</u>の利用の促進に当たっては、積極的に<u>木材を利用し</u>、多摩産材等の使用を推進する。 特に<u>多摩産材</u>については、地域の林業・木材産業振興等の観点から、供給量や調達期間等に配慮しつつ積極的な<u>使用を図る。</u> (1) 公共建築物 公共建築物の<u>建築等</u>においては、施設の特性を踏まえて木造化の検討及び積極的な木質化を図る。 ア <u>公共建築物とは、以下のものをいう。</u> ①から⑥まで （略）

別紙２ 東京都建築物等における多摩産材等利用推進方針の運用の改正【新旧対照表】

改 正 案	現 行
イからウまで （現行のとおり） (2) 公共工作物 公共工作物の整備においては、<u>工事用看板や仮設物、型枠など、本体目的物に限らず積極的に合法性確認木材の利用を検討し、特に認証製材等の利用に努めるものとする。</u> ア 公共工作物とは、<u>次に掲げるものとする。</u> ①から⑦まで （現行のとおり） イ 公共工作物の整備に当たり、次に掲げる場合は、これを適用しない。 (ア) 工作物の利用目的、安全性、維持管理等を考慮して困難と認められる場合 (イ) その他、<u>木材製品の利用が困難と認められる場合</u> (3) 備品及び消耗品等 什器等の備品及び文具類等の消耗品は、<u>東京の木多摩産材を原材料に用いたものを積極的に利用する。また、可能な範囲で「とうきょうの木」商品を採用するなどして、来庁者等に向けて「とうきょうの木」の広報 PR に努める。</u> ア <u>木質化を図る備品及び消耗品は、次に掲げるものとする。</u> ① <u>椅子、事務机、会議机等（教育施設等で利用される机等を含む。）</u> ② <u>家具、衝立、カウンター、パンフレット棚等</u> ③ <u>案内板、標識、掲示板、ベンチ等</u> ④ <u>文具類（机上名札、名刺台紙、ネームプレート等）</u> ⑤ <u>その他、都民が見て触れられるオープンスペース等で用いる備品及び消耗品</u>	イからウまで （略） (2) 公共工作物 公共工作物の整備においては、積極的に木材の利用を検討し、<u>多摩産材等の使用に努めるものとする。</u> ア 公共工作物とは、<u>以下のものをいう。</u> ①から⑦まで （略） イ 公共工作物の整備に当たり、次に掲げる場合は、これを適用しない。 (ア) 工作物の利用目的、安全性、維持管理等を考慮して困難と認められる場合 (イ) その他、<u>木製品の使用が困難と認められる場合</u> (3) 備品及び消耗品等 什器等の備品及び文具類等の消耗品は、<u>多摩産材等を利用したものを積極的に使用する。</u> ア 備品及び消耗品等は、<u>以下のものをいう。</u> ① <u>事務机、会議机等（教育施設等で利用される机等を含む。）</u> ② <u>家具、衝立、備品等</u> ③ <u>案内板及び標識、机上名札等</u> ④ <u>文具類（名刺等）</u>

別紙２ 東京都建築物等における多摩産材等利用推進方針の運用の改正【新旧対照表】

改 正 案	現 行
(4) その他 ア 公共建築物等の整備における木材の調達に当たっては、「東京都建設リサイクルガイドライン」及び「<u>東京都建設リサイクルガイドライン（島しょ地域版）</u>」、「東京都環境物品等調達方針（公共工事）」によるものとする。 7 「とうきょうの木」の普及啓発 方針４（５）に規定する「<u>とうきょうの木</u>」の普及啓発に<u>当たっては</u>、以下のとおりとする。 (1) 「<u>とうきょうの木</u>」の普及啓発や広報ＰＲを推進し、事業者及び都民に対し、建築物等への木材利用が促進されるよう働きかけ、理解と協力を得るよう努める。特に、木材利用促進月間における普及啓発を積極的に行う。また、<u>木材利用の促進に関して特に顕著な功績があると認められる者に対しては表彰等</u>を行う。 8 需給動向についての情報交換 方針６における「<u>需給動向に即した流通</u>」の実現に向け、多摩産材等需給情報連絡会（以下「連絡会」という。）<u>を</u>、以下のとおり実施する。 ① 連絡会は、木材利用関係局及び木材関係事業者で構成し、年１回程度開催する。 ② 連絡会は、多摩産材等の製品情報や流通動向の把握、木材加工、木造建築、土木資材等に係る技術情報の収集、公共建築物等における<u>多摩産材等の利用拡大に向けた意見交換、課題検討等</u>を行う。	(4) その他 公共建築物等において利用する木材の調達に当たっては、「東京都建設リサイクルガイドライン」及び「東京都環境物品等調達方針（公共工事）」によるものとする。 6 多摩産材等の利用の促進の啓発 方針４（５）に規定する<u>多摩産材等の利用の促進の啓発については</u>、以下のとおりとする。 (1) <u>多摩産材等の普及、ＰＲ</u>を推進し、事業者及び都民に対し、建築物等への木材利用が促進されるよう働きかけ、理解と協力を得るよう努める。特に、木材利用促進月間における普及啓発を積極的に行う。また、<u>木材を利用した優良な施設や、木材の利用促進に関し特に顕著な功績があると認められる者に対し、表彰</u>を行う。 7 需要者との情報交換 方針６における「<u>需要者との情報交換</u>」の庁内の取組は、<u>多摩産材等需給情報連絡会（以下「連絡会」という。）として、以下のとおり実施する。また、庁外</u>の取組みは木材流通対策協議会を開催し、詳細は別途定める。 ① 連絡会は、木材利用関係局及び木材関係事業者で構成し、年１回程度開催する。 ② 連絡会は、多摩産材等の製品情報や流通動向の把握、木材加工、木造建築、土木資材等に係る技術情報の収集、公共建築物等での木材利用拡大に向けた意見交換、課題検討等を行う<u>こととし、詳細は別途定める。</u>

別紙 2 東京都建築物等における多摩産材等利用推進方針の運用の改正【新旧対照表】

改 正 案	現 行
9 その他 方針及び本運用に関して産業労働局が提供する情報は、以下のとおり。 ① <u>認証製材及び「とうきょうの木」商品の取扱事業者等に関する情報</u> ② <u>認証製材等資材及び「とうきょうの木」商品の市場動向に関する情報</u> ③ その他、多摩産材等の利用推進に必要な情報 <u>附 則</u> <u>この運用は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。</u> <u>運用別紙 1</u> 協定締結に関する手続き 1 から 2 まで （現行のとおり） 3 申入書を受理した森林課は、事業者及び申入内容の適格性について判断する。適格性を満たさないと判断した場合は、協定の締結を行わないものとし、その旨を通知する。適格性は、以下<u>(1)から(6)</u>の要件で判断し、全ての要件を満たす場合に協定の対象とする。 <u>(1)</u> 「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律(平成 22 年法律第 36 号)」、「公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針」、「東京都建築物等における木材利用促進方針」及び都の森林・林業の施策と整合し、かつ、協定に基づき行われる事業が都の施	8 その他 方針 5 における産業労働局が提供する情報は、以下のとおりとする。 ① <u>多摩産材等の取扱事業者等に関する情報</u> ② <u>多摩産材等を利用した製品及び資材等の市場動向に関する情報</u> ③ その他、多摩産材等の利用推進に必要な情報 別紙 1 協定締結に関する手続き 1 から 2 まで （略） 1 申入書を受理した森林課は、事業者及び申入内容の適格性について判断する。適格性を満たさないと判断した場合は、協定の締結を行わないものとし、その旨を通知する。適格性は、以下<u>①から⑥</u>の要件で判断し、全ての要件を満たす場合に協定の対象とする。 <u>①</u> 「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律(平成 22 年法律第 36 号)」、「公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針」、「東京都建築物等における木材利用促進方針」及び都の森林・林業の施策と整合し、かつ、協定に基づき行われる事業が都の施策に寄与すること。

別紙 2 東京都建築物等における多摩産材等利用推進方針の運用の改正【新旧対照表】

改 正 案	現 行
策に寄与すること。 (2) 東京都監理団体指導監督要綱(平成 9 年 3 月 31 日付 8 総総行第 201 号)に基づく東京都監理団体でないこと。 (3) 政治団体若しくは宗教団体又はこれらに類するものでないこと。 (4) 東京都契約関係暴力団等対策措置要綱(昭和 62 年 1 月 14 日付 61 財経庶第 922 号)第 2 条に規定する暴力団等でないこと。 (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条に規定する営業を行うものでないこと。 (6) 法令及び公序良俗に反すると認められる行為など、社会通念上ふさわしくない行為を行っていないこと。 4 から 5 まで (現行のとおり) <u>運用別紙 2</u> 建築物木材利用促進協定に関する申入書 東京都建築物等における多摩産材等利用推進方針の運用<u>5</u>の規定に基づき、下記のとおり建築物木材利用促進協定の締結について申し入れます。 記 1 から 4 まで (現行のとおり)	<u>②</u> 東京都監理団体指導監督要綱(平成 9 年 3 月 31 日付 8 総総行第 201 号)に基づく東京都監理団体でないこと。 <u>③</u> 政治団体若しくは宗教団体又はこれらに類するものでないこと。 <u>④</u> 東京都契約関係暴力団等対策措置要綱(昭和 62 年 1 月 14 日付 61 財経庶第 922 号)第 2 条に規定する暴力団等でないこと。 <u>⑤</u> 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条に規定する営業を行うものでないこと。 <u>⑥</u> 法令及び公序良俗に反すると認められる行為など、社会通念上ふさわしくない行為を行っていないこと。 4 から 5 まで (略) 別紙 2 建築物木材利用促進協定に関する申入書 東京都建築物等における多摩産材等利用推進方針の運用<u>4</u>の規定に基づき、下記のとおり建築物木材利用促進協定の締結について申し入れます。 記 1 から 4 まで (略)